

給与支払報告書 にかかるとして 給与所得者異動届出書

記入例

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。

右の※印の欄には記入しないでください。

Main form containing personal information, employer details, tax amounts, and movement reasons. Includes fields for date, address, company name, and tax calculation tables.

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う
※市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。
一括徴収した税額は 9 月分で納入する
( 10 月 10 日納入)
給与又は退職手当等の支払予定日 10月5日
一括徴収予定額 (ウ)と同額 90,000 円

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。
特別徴収義務者指定番号
所在地
フリガナ
名称
個人番号又は法人番号
連絡先
係
氏名
TEL
( ) (内線)
月割額 円を 月分から徴収し納入する。

Table with 2 columns: 1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与を含む) and 退職手当等の支払額(支払予定額). Values: 2,000,000 円, 250,000 円, 80,000 円, 2年8カ月.

一 場合徴収の理由
1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
3. その他 理由 ( )

- 注意
1. 「宛名番号」の欄には「特別徴収税額通知書」に記載された宛名番号を記入してください。
2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。